

## ERIX (エマージング銘柄株価指数) 及び ERIX Core 算出要領

2004年10月20日

ST. compass 株式会社 (以下「STC」という。) では、ERIX (エマージング銘柄株価指数) 及び ERIX Core を、原則として以下の方法等に基づいて算出している。

ただし、記載のない事象が発生した場合や下記の方法による算出が困難と STC が判断した場合は、STC が適当とみなした処理方法により算出することがある。

### ERIX 算出の概要

ERIX は、株価に発行済み株式数をウェイトした指数で、基準時価総額に対する比較時の時価総額の比率を示したもので、その算出方法の概要は次のとおりである。

#### 1 算出方法

「算出対象銘柄」ごとに、「株価」に「株価指数算出用発行済み株式数」を乗じ、これを全銘柄合計したいわゆる時価総額を、「基準時の時価総額」で除した値に 100 を乗じて算出する。よって、円銭表示ではなく、指数化したポイント表示であり、表示単位は小数点以下第 2 位 (第 3 位四捨五入) まで表示している。

$$\text{算出式} = \text{算出時の時価総額} \div \text{基準時の時価総額} \times 100$$

なお、算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、連続性を維持するため、後述のように基準時の時価総額を修正する。

#### 2 算出対象銘柄

グリーンシート銘柄の中でエマージングとオーディナリーに区分された内国普通株式全銘柄。ただし、算出対象除外後の取引監視銘柄及び算出対象組入前の新規指定銘柄を除く。なお、売買停止銘柄がある場合には、その銘柄については株価変動がないものとみなして算出対象に加えている。

#### 3 採用株価

時価総額算出のための株価は、次の順序で採用する。

約定値段、約定値段がない場合、最良買い気配が前日の指数算出用基準値段を上回っていれば当該買い気配、最良売り気配が前日の指数算出用基準値段を下回っていれば当該売り気配  
約定値段又は当該買い気配若しくは当該売り気配がない場合、指数算出用基準値段 (新株落等理論値段、前日以前の直近の約定値段、前日以前の当該買い気配又は当該売り気配、の順序で採用。)

なお、新規指定銘柄の売買開始初日の指数算出用基準値段は直前の募集価格又は売出し価格とする。

#### 4 株価指数算出用発行済み株式数

株価指数の算出にはグリーンシート銘柄の中でエマージング区分とオーディナリー区分に指定されている「普通内国株式」が対象となっており、会社が保有する自己株式は「株価指数算出用発行済み株式数」に含めている。通常、「株価指数算出用発行済み株式数」と「発行済み普通株式数」は等しい。

#### 5 基準時の時価総額

2004年10月20日の終値により算出された時価総額。

当初は、284億6,815万1,500円で、その後、後述の修正が行われている。

## ERIX Core 算出の概要

ERIX Core は、株価に発行済み株式数をウエイトした指数で、基準時価総額に対する比較時の時価総額の比率を示したもので、その算出方法の概要は次のとおりである。

### 1 算出方法

「算出対象銘柄」ごとに、「株価」に「株価指数算出用発行済み株式数」を乗じ、これを全銘柄合計したいわゆる時価総額を、「基準時の時価総額」で除した値に 100 を乗じて算出する。

よって、円銭表示ではなく、指数化したポイント表示であり、表示単位は小数点以下第 2 位（第 3 位四捨五入）まで表示している。

$$\text{算出式} = \text{算出時の時価総額} \div \text{基準時の時価総額} \times 100$$

なお、算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額が増減が発生する場合は、連続性を維持するため、後述のように基準時の時価総額を修正する。

### 2 算出対象銘柄

ERIX Core 銘柄として次の に掲げる基準に適合し選定された内国普通株式全銘柄。

なお、売買停止銘柄がある場合には、その銘柄については株価変動がないものとみなして算出対象に加えている。

### 3 採用株価

時価総額算出のための株価は、次の順序で採用する。

約定値段、 約定値段がない場合、最良買い気配が前日の指数算出用基準値段を上回っていれば当該買い気配、最良売り気配が前日の指数算出用基準値段を下回っていれば当該売り気配

約定値段又は当該買い気配若しくは当該売り気配がない場合、指数算出用基準値段（新株落等理論値段、 前日以前の直近の約定値段、 前日以前の当該買い気配又は当該売り気配、の順序で採用。）

なお、新規指定銘柄の売買開始初日の指数算出用基準値段は直前の募集価格又は売出し価格とする。

### 4 株価指数算出用発行済み株式数

株価指数の算出には ERIX Core 銘柄に選定されている「普通内国株式」が対象となっており、会社が保有する自己株式は「株価指数算出用発行済み株式数」に含めている。通常、「株価指数算出用発行済み株式数」と「発行済み普通株式数」は等しい。

### 5 基準時の時価総額

2004 年 10 月 20 日の終値により算出された時価総額。

当初は、140 億 941 万 2,000 円で、その後、後述の修正が行われている。

## ERIX Core 銘柄の選定

### 1 選定対象銘柄

ERIX Core 銘柄の選定対象銘柄は、グリーンシート銘柄の中でエマージング区分とオーディナリー区分に指定された内国普通株式全銘柄(取引監理銘柄、指定取消が決定した銘柄を除く。)とする。

### 2 基準日

ERIX Core 銘柄の選定を行うために、2月・5月・8月・11月の第1営業日を基準日と定める。ただし、新規指定銘柄の場合はグリーンシート銘柄指定日を、エマージング銘柄及びオーディナリー銘柄への区分指定替えの場合は区分指定替え日を、それぞれ基準日とする。

### 3 選定日

ERIX Core 銘柄の選定は、各基準日翌月の第1営業日に行う。ただし、新規指定銘柄の場合は売買開始日の翌日を、エマージング銘柄及びオーディナリー銘柄への区分指定替えの場合は区分指定替え日を、それぞれ選定日とする。

ERIX Core 選定銘柄がある場合の公表は、選定日の前日までに行う。

また、ERIX Core を構成する銘柄数に制限は設けられていない。

### 4 選定基準

次に掲げるすべての基準に適合したものを ERIX Core 銘柄として選定し、選定日から ERIX Core 算出対象銘柄とする。

#### 時価総額

基準日の属する月の前月までの3ヶ月間のうち5分の4以上の営業日数における時価総額が10億円以上であること。(新規指定銘柄の場合は売買開始日の時価総額が、エマージング銘柄及びオーディナリー銘柄への区分指定替えの場合は区分指定替え日の時価総額が、それぞれ10億円以上と見込まれること。)

#### 経常利益の額

基準日において、適正意見が付された監査報告書を得ている最終の決算書に記載された経常利益の額が正であること。

#### 株主資本の額

基準日において、適正意見が付された監査報告書を得ている最終の決算書に記載された株主資本の額が正であること。

#### 流動性

基準日の属する月の前月までの3ヶ月間の値付日数が3日以上あること。(新規指定銘柄の場合は、売買開始前に公募又は売出しを行っていること。)かつ、1:2以上の株式分割による権利落ち日から新株の売買開始日までの期間が、基準日の属する月の前月までの3ヶ月間に属していないこと。

## ERIX Core 銘柄の除外

### 1 基準日

全ての ERIX Core 銘柄の見直しを行うために、2月・5月・8月・11月の第1営業日を基準日と定める。

## 2 除外日

ERIX Core 銘柄の除外は、各基準日翌月の第 1 営業日に行う。  
ERIX Core 除外銘柄がある場合の公表は、除外日の前日までに行う。  
また、ERIX Core 除外銘柄数に制限は設けられていない。

## 3 除外基準

ERIX Core 銘柄に選定されている銘柄が、次に掲げるいずれかの基準に該当した場合、ERIX Core 銘柄から除外し、除外日から ERIX Core 算出対象銘柄としない。

### 時価総額

基準日の属する月の前月までの 6 ヶ月間における時価総額が常に 7 億円未満であること。

### 経常利益の額

基準日において、適正意見が付された監査報告書を得ている最終の決算書に記載された経常利益の額が負であり、かつ当該基準日から 1 年を経過した最初の基準日において、同経常利益の額が負であること。

### 株主資本の額

基準日において、適正意見が付された監査報告書を得ている最終の決算書に記載された株主資本の額が負であり、かつ当該基準日から 1 年を経過した最初の基準日において、同株主資本の額が負であること。

### 流動性

基準日の属する月の前月までの 6 ヶ月間の値付日数が 6 日未満であること。ただし、ERIX Core 銘柄選定日から基準日の属する月の前月までの期間が 6 ヶ月に満たない場合は、当該基準は適用しない。

### 情報開示

基準日の属する月の前月までの 3 ヶ月間において、投資家保護の観点から発行会社の情報開示が適切に行われていないこと。

## 連続性維持のための基準時価総額の修正

前述のように、ERIX 及び ERIX Core の算出において、算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、連続性を維持するため、次のように基準時の時価総額を修正する。

なお、現金配当落ち及び有償減資については、基準時価総額の修正を行っていない。

## 1 修正を要する事項と修正日、使用する株価

修正を要する事項と修正日、修正に使用する株価は、次のとおりである。  
なお、基準時価総額の修正は、修正日前日の取引終了後に行われている。

### (1) 基準時価総額の修正が必要な算出対象銘柄の異動

修正を要する事由	修正日	修正に使用する株価
新規指定（指定銘柄会社の株式移転等(注1)を含む）	売買開始日の翌営業日	修正前日の株価
指定取消	指定取消日	修正前日の株価
選定	選定日	修正前日の株価
除外	除外日	修正前日の株価
エマージング銘柄及びオーディナリー銘柄への区分指定替え	区分指定替え日	修正前日の株価
エマージング銘柄及びオーディナリー以外への区分指定替え	区分指定替え日	修正前日の株価
取引監理銘柄指定(指定取消が決定)	取引監理銘柄指定日(注2)の翌々	修正前日の株価

した場合のみ)	営業日	
---------	-----	--

注1：株式移転、株式交換等に伴う新規指定については、原則として、「売買開始日の翌営業日」より株価指数に組み入れる。

注2：当日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

(2) 基準時価総額の修正が必要な株価指数算出用発行済み株式数の異動

修正を要する事由	修正日	修正に使用する株価
公募増資	発行日取引を行わない場合は変更(追加)取引開始日の翌営業日	修正前日の株価
	発行日取引を行う場合は発行日新株式の取引開始日の翌営業日	修正前日の株価
第三者割当増資(注3)	変更(追加)日の5営業日後	修正前日の株価
株主割当有償増資	権利落日	1株当たり払込金
新株予約権付社債の新株予約権行使	行使された日の翌月末	修正前日の株価
優先株の株式転換	転換された日の翌月末	修正前日の株価
自己株式消却	自己株式が消却された日の翌月末	修正前日の株価
ストックオプションの新株引受権の行使	行使された日の翌月末	修正前日の株価
合併	変更(追加)日	修正前日の株価
株式交換	変更(追加)日	修正前日の株価
吸収分割(営業を承継する会社の株式数が追加されるケース)	変更(追加)日	修正前日の株価
株主割当有償増資等の際の失権株	当該情報が公表された日の5営業日後	修正前日の株価
新規指定時の発行済み株式数が新株予約権の行使等によって増加する場合	当該情報が公表された日の5営業日後	修正前日の株価

注1：新株予約権付社債等の発行会社が被合併会社となった場合、存続会社の発行済み株式数と株価指数算出用発行済み株式数との間に一時的な差異が生じることがある。この差異に係る株価指数算出用発行済み株式数の修正は、「発行済み株式数が確定した日の月末」に行うこととする。エマージング銘柄指定会社及びオーディナリー銘柄指定会社間の株式交換の場合も、合併と同様の扱いとする。

注2：修正日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。ただし、新株予約権の行使等のように修正日が事由発生の「翌月末」となっている場合は、前営業日に繰り上げる。

注3：株価指数算出用発行済み株式数は払込日に確定した異動分に基づく。変更日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げて起算する。

### (3) 基準時価総額の修正が必要ない株価指数算出用発行済み株式数の異動

次の株式分割、株式併合（無償減資）の場合は、それによって株式数が増加（減少）するが、一方で株価が下落（上昇）して時価額が変動しないため、基準時価総額の修正事由とはならないが、参考までに株式数の変更日を掲載する。

株式数変更を要する理由	変更日
株式分割	権利落ち日
株式併合（無償減資）	効力発生日

注：新株予約権付社債等の発行会社が株式分割を実施した場合、当該会社の発行済み株式数と株価指数算出用発行済み株式数との間に一時的な差異が生じることがある。この差異に係る株価指数算出用発行済み株式数の修正は、「発行済み株式数が確定した日の月末」に行うこととする。

### (4) その他の修正

ERIX 及び ERIX Core の算出等において、基準時価総額の修正は発行会社の報告に基づいて実施している。

よって、上記の基準時価総額の修正事由に関して、発行会社が報告の訂正をした場合や決議の変更又は中止をした場合等には、その事象が判明した時点で速やかに、それ以降の ERIX 及び ERIX Core の算出に使用する基準時価総額の修正作業を実施する（既に算出された ERIX 及び ERIX Core の数値の遡及修正計算は実施しない）。

### (5) 修正のための元データ

基準時価総額の修正事由やその内容、変更日等に関する元データは、発行会社からの報告等を基に採取する。

## 2 修正の方法

株価指数の連続性が維持されるよう、次の算式により基準時価総額を修正する。

$$\begin{aligned} \text{算式} &= \text{修正日前日の時価総額} \div \text{旧（修正前）基準時価総額} \\ &= (\text{修正日前日の時価総額} \pm \text{修正額}) \div \text{新（修正後）基準時価総額} \end{aligned}$$

（注）修正額 = 株価指数算出用発行済み株式数の増加（減少）× 修正に使用する株価したがって、

$$\begin{aligned} \text{新基準時価総額} \\ &= \text{旧基準時価総額} \times (\text{修正日前日の時価総額} \pm \text{修正額}) \div \text{修正日前日の時価総額} \end{aligned}$$

## 3 修正の事例

公募増資による基準時価総額の修正を例にとると次のようになる。  
仮に、旧基準時価総額を 200 億円、前日の時価総額を 300 億円とすれば、前日の ERIX は、

$$300 \text{ 億円} \div 200 \text{ 億円} \times 100 = 150.00 \text{ ポイント}$$

となる。

仮に、A 銘柄に公募時価発行による新株 1,000 株の追加があり、A 銘柄の前日終値が 60,000 円とすれば、修正額は、1,000 株 × 6,000 円 = 0.6 億円 となり、新基準時価総額は、

$$200 \text{ 億円} \times (300 \text{ 億円} + 0.6 \text{ 億円}) \div 300 \text{ 億円} = 200.4 \text{ 億円}$$

となる。

#### ERIX 及び ERIX Core 算出システムの障害及び STC のメンテナンス・ミス等の処理

ERIX 及び ERIX Core 算出システムの障害及び株価情報の誤りによる、ERIX 及び ERIX Core の指数値の誤りについては、原則として、障害時バックアップシステムにより、終値の真正値を算出のうえ、訂正する。

なお、ファイル障害が発生し、個別銘柄の基礎データが消滅した場合、該当銘柄のデータについては、直前のデータを用いて概算値を算出し、その後真正値を算出することがある。STC のメンテナンスにミスが生じ、ERIX 及び ERIX Core の修正が必要と STC が判断した場合には、終値の真正値を算出のうえ、訂正することがある。

#### その他

ERIX 及び ERIX Core は、STC の知的財産であり、これら指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は STC が有している。

ERIX 及び ERIX Core の算出において、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期又は中止することがある。また、STC は、ERIX 及び ERIX Core がいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、ERIX 及び ERIX Core の算出において、数値に誤謬が発生しても、STC は一切その賠償の責めを負わない。

〔一部改正 2005 年 1 月 5 日、6 月 7 日、7 月 25 日、10 月 1 日〕

〔一部改正 2006 年 1 月 20 日〕

〔一部改正 2008 年 3 月 29 日〕

〔一部改正 2008 年 8 月 29 日〕